

平成22年度税制改正要望項目一覧

経済産業省

- | | |
|---|--|
| 1 中小企業者等の法人税率の特例（政府全体として財源が確保され次第実現） 〔法人税〕 | — |
| 2 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入の廃止 （政府全体として財源が確保され次第実現）〔法人税〕 | — |
| 3 小規模企業共済制度の加入対象者の拡大〔所得税、相続税、贈与税〕 | A |
| | (所要の法律改正を前提に) |
| 4 ※グループ法人税制の整備等〔法人税〕 | |
| (1) グループ内取引の課税繰延べ、大法人の子会社の中小ステータスの見直し、 連結欠損金の制限緩和 | — |
| (2) 上記以外の項目 | |
| | A |
| | ((1)の処理を前提に) |
| 5 ※特定外国子会社等に係る所得の課税の特例の見直し（タックスヘイブン税制） 〔法人税〕 | A |
| | (資産性所得に係る租 税回避行為防止措置を 講じた上で、適用除外 基準の見直しやトリガー 税率の引下げ等を措 置) |
| 6 ※国外関連者との取引に係る課税の特例の見直し（移転価格税制）〔法人税〕 | A |
| | (価格算定に当たり考慮す べき事項等を運用上明確化) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- ~~7 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
〔所得税、法人税〕~~ —
- ~~8 ※確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の容認〔所得税〕~~ A
(所要の法律改正を前提に)
- ~~9 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止共済制度の掛金
に係るもの)〔所得税、法人税〕~~ A
(所要の法律改正を前提に)
- ~~10 ※非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の
創設等〔相続税、贈与税〕~~
- ~~(1) 非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を創設する。~~ G
- ~~(2) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、運用状況等を踏まえた所要の
見直しを行う。~~ A
- 11 ※非居住者等が受け取る振替社債の利子等の非課税化〔所得税、法人税〕 A
(適用期限(3年)の設定、
対象債券や対象者の範囲
の限定等の条件付で)
- 12 ※自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加〔自動車重量税〕 E
- 13 ガソリン税の暫定税率廃止に伴う、ガソリン手持品在庫に係る減税相当額の還付措置
の実施〔揮発油税〕 E

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 14 ~~「地球温暖化対策税」に関する検討~~ —
- 15 ※試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除（R&D）の延長
〔所得税、法人税〕 C
- 16 ※中小企業投資促進税制の延長〔所得税、法人税〕 C
- 17 ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
〔所得税、法人税〕 C
- 18 ~~交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）の延長〔法人税〕~~ A
(交際費等の損金不算入
制度の延長に合わせ、2
年延長)
- 19 ※情報基盤強化税制の拡充・延長〔所得税、法人税〕 D
- 20 ~~鉱業所得の課税の特例制度（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外
新鉱床探鉱費）の拡充・延長〔法人税、所得税〕~~
- ~~(1) 採掘収入金額の範囲、国内鉱業者及び海外自主開発法人の要件等について、所要の見直し
を行うこと。~~ F
- ~~(2) 適用期限を3年延長すること。~~ A
(3年)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 21 ~~※海外投資等損失準備金制度の延長〔法人税〕~~ A
 (対象から、石炭・木材を除外し、資源探鉱法人に係る積立率を90%に引下げた上で、2年延長)
- 22 ~~金属鉱業等鉱害防止準備金の延長〔所得税、法人税〕~~ A
 (2年)
- 23 ※産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕 A
 (減税上限額を設定した上、2年延長)
- 24 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の減税の軽減(中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置)の延長〔登録免許税〕 A
 (認定期間(5年以内)中の具体的な雇用継続要件の設定及び旧会社の消滅を担保する方策の構築を条件に2年延長)
- 25 ※民間国外債の利子等に係る非居住者等に対する非課税措置の適用期限の見直し〔所得税、法人税〕 A
 (対象債券や対象者の範囲の限定及びスイス特例の経過措置(2年)付き廃止の上で適用期限を撤廃)
- 26 ※住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置の延長〔贈与税〕 B
- 27 保険会社等の異常危険準備金の延長〔法人税〕
- ~~(1) 火災共済に係る積立率を2% (現行：2.5%) に引き下げること。~~ A
 (2) 火災共済に係る積立率の特例(平成5年4月1日から平成22年3月31日までの間は、積立率を5%とする措置)について、上記(1)を前提に、積立率を4%(現行：2%)として、適用期限を2年延長すること。 A
 (異常危険準備金の残高が洗替保証額に達している場合には特例積立率を適用しないこととした上で、3年延長)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 28 ※石油化学製品製造用輸入ナフサ等及び農林漁業用A重油の石油石炭税免税措置の延長 P
〔石油石炭税〕
- 29 石油化学製品製造用ナフサ等の石油石炭税還付措置の適用期限の延長〔石油石炭税〕 P
- 30 ※農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置の適用期限の延長〔石油石炭税〕 C
- ~~31 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置
〔所得税、法人税、印紙税、登録免許税〕~~ F
- ~~32 ※商品取引所法の改正に伴う所要の税制措置〔所得税〕~~ A
(先物取引に関する支払調書の提出対象となる取引の範囲を拡充)
- ~~33 地域実証組合法人(仮称)に係る税制措置〔登録免許税〕~~ F
- ~~34 ※特定輸出貨物(AEO輸出貨物)に係る役務の提供に課される消費税の免除
〔消費税〕~~ A
(適正な執行を担保できる仕組み等の確定を条件に)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

~~35 国庫補助金等で取得した固定資産等に係る圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入
金額不算入〔所得税、法人税〕~~ A
(予算措置を前提に)

~~36 ※金融所得課税の一元化(検討事項)〔所得税〕~~

~~37 法人実効税率の引下げ(検討事項)〔法人税〕~~

~~38 印紙税のあり方の検討(検討事項)〔印紙税〕~~

~~39 留保金課税制度の見直し(検討事項)〔法人税〕~~

~~40 自動車関係諸税の簡素化(検討事項)~~

~~41 多様な形態での就労を可能とし、子育て等との両立を容易にすることにより、ライフ
スタイルの違いに関わらず安心を確保するための措置(検討事項)〔所得税〕~~

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

経済産業省

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | ※情報基盤強化税制〔所得税、法人税〕 | Y |
| 2 | ※上場株式等の自己株の公開買付の場合のみなし配当課税の特例〔所得税〕 | X (9ヶ月延長の上、廃止) |
| 3 | 保険会社等の異常危険準備金〔法人税〕 | |
| | (1) 火災共済に係る積立率を2% (現行：2.5%) に引き下げること。 | X |
| | (2) 火災共済に係る積立率の特例 (平成5年4月1日から平成22年3月31日までの間は、積立率を5%とする措置) について、上記 (1) を前提に、積立率を4%とすること。 | X (異常危険準備金の残高が洗替保証額に達している場合には特例積立率を適用しないこととした上で、3年延長) |
| 4 | ※公害防止用設備の特別償却〔所得税、法人税〕 | |
| | 対象設備から次の設備を除外すること。 | |
| | (1) 揮発性有機化合物排出抑制設備 (揮発性有機化合物排出抑制装置) | X |
| | (2) 産業廃棄物処理用設備 (高温焼却装置) | X |
| | (3) PCB汚染物等処理用設備 (PCB汚染物等処理用装置) | X (取上げについて) |
| 5 | エネルギー需給構造改革推進投資促進税制〔所得税、法人税〕 | |
| | (1) その他の石油代替エネルギー利用設備等から地方ガス天然ガス化設備等を除外すること。 | } X (追加要望を縮減の上) |
| | (2) 新エネルギー利用設備等にバイオガス利用設備を追加すること。 | |
| | (3) エネルギー有効利用付加設備等に燃料電池自動車等を追加すること。 | |
| 6 | ※住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置〔贈与税〕 | Z (調整未了) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

環境省

- | | | |
|--------------|--|--|
| 1 | ※地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化〔地球温暖化対策税等〕 | — |
| 2 | ※自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加〔自動車重量税〕 | E |
| 3 | エコ・コミュニティファンドへの投資優遇税制の創設〔所得税〕 | D |
| 4 | ※PCB汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長〔所得税、法人税〕 | A (対象施設を廃棄物処理法の無害化処理認定事業者が設置する施設に限定した上で、1年延長) |
| 5 | ※資源再生化施設等に係る特別償却制度の延長〔所得税、法人税〕 | D |
| 6 | 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の延長〔所得税、法人税〕 | A (2年) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|---|---|
| 7 国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置の創設〔相続税〕 | F |
| 8 自然公園法及び自然環境保全法改正に伴う所要の措置〔所得税、法人税〕 | A |
| 9 ※試験研究費の総額に対する税額控除（R&D税制）の延長〔所得税、法人税〕 | C |
| 10 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税〕 | — |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

環境省

- | | | |
|--------------|--|--------------|
| 1 | ※公害防止用設備の特別償却（産業廃棄物処理施設）〔所得税、法人税〕 | X |
| 2 | ※揮発性有機化合物排出抑制設備に係る特別償却制度〔所得税、法人税〕 | X |
| 3 | ※建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置〔所得税、法人税〕 | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

国土交通省

- | | |
|--|---|
| 1 環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設〔法人税〕 | G |
| 2 建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設〔所得税、法人税〕 | F |
| 3 都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設 〔所得税〕 | F |
| 4 都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設 〔法人税〕 | F |
| 5 都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設 〔登録免許税〕 | F |
| 6 特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設〔所得税〕 | F |

注）※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | | |
|---------------|--|----------------------------------|
| 7 | 特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設〔法人税〕 | F |
| 8 | 特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設〔登録免許税〕 | F |
| 9 | ※事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長〔所得税〕 | F |
| 10 | ※事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長〔法人税〕 | F |
| 11 | ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充〔所得税〕 | F |
| 12 | ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充〔法人税〕 | F |
| 13 | 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長 〔所得税〕 | A (譲渡価額要件を 設定した上で2年 延長) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

| | |
|--|--|
| 14 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長〔所得税〕 | A (2年) |
| 15 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長〔所得税〕 | A (2年) |
| 16 ※試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除 (R&D) 〔所得税、法人税〕 | C |
| 17 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 〔所得税、法人税〕 | — |
| 18 ※SPCの専管性要件の一部見直し〔法人税〕 | A |
| 19 ※過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び延長 〔所得税、法人税〕 | A (過疎法の延長を前提に、対象事業からソフトウェア業を除外し、拡充要望を見直した上で、1年延長) |
| 20 ※非居住者等が受け取る振替社債等に係る利子の非課税措置の創設 〔所得税〕 | A (適用期限(3年)の設定、対象債券や対象者の範囲の限定等の条件付で) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 21 ※非居住者等が受け取る振替社債等に係る利子の非課税措置の創設
〔法人税〕 A
(適用期限(3年)の設定、対象債券や対象者の範囲の限定等の条件付で)
- 22 ※住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置等の拡充・延長
〔贈与税〕
- (1) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例の要望 B
(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の要望 D
- 23 ※産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕 A
(減税上限額を設定した上、2年延長)
- 24 ※Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕 A
(適用対象から「倉庫」を除き、軽減税率を段階的に引き上げた上で、3年延長。なお、SPCが取得する指名金銭債権については、1年間に限り延長)
- ~~25 国土調査法第32条の2第1項による代位登記の非課税措置の拡充〔登録免許税〕 A~~
- ~~26 認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減〔登録免許税〕 A
(適正な維持管理を担保する方策の確立を条件に2年延長)~~
- ~~27 マンション建替事業に係る特例措置の延長〔登録免許税〕 A
(適用対象から「(建替後の)再建マンションに関する権利」に係る登記を除外した上で2年延長)~~

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 28 ~~独立行政法人 4 研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合等に伴う税制上の所要の措置〔所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税〕~~ F
- 29 ~~交通バリアフリー設備の特別償却制度の拡充及び延長〔所得税、法人税〕~~ A
 (来年度においてバリアフリー政策と合わせ、廃止を含めた抜本的な見直しを行うことを前提に1年間に限り延長。拡充については取り下げ)
- 30 ※中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長〔所得税、法人税〕 C
- 31 ~~外航日本人船員に係る所得税の軽減制度の創設〔所得税〕~~ D
- 32 ※地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の拡充〔所得税、法人税〕 F
- 33 ~~国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長〔登録免許税〕~~ A
 (軽減税率を3/1,000(現行2.5/1,000)に引き上げた上、2年延長)
- 34 外貿埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産に係る特例措置の創設〔登録免許税〕 G

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|--|------------------------------|
| 35 関西国際空港株式会社に係る登記についての特例措置の延長〔登録免許税〕 | A (非課税措置を軽減措置に変更した上、1年延長) |
| 36 独立行政法人海上災害防災センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設〔登録免許税〕 | F |
| 37 ※環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例措置の拡充〔自動車重量税〕 | E |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

国土交通省

| | |
|---|----------------------------|
| 1 ※建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置〔所得税、法人税〕 | X |
| 2 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（既成市街地等からそれ以外の地域への買換え等）の縮減〔所得税〕 | X (取下げについて) |
| 3 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（既成市街地等からそれ以外の地域への買換え等）の縮減〔法人税〕 | X (取下げについて) |
| 4 ※給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止〔所得税〕 | X (既適用者について所要の経過措置を講じる) |
| 5 中心市街地において一定の優良な賃貸住宅を建設する場合の減価償却に係る特例措置の延長〔所得税〕 | X |
| 6 中心市街地において一定の優良な賃貸住宅を建設する場合の減価償却に係る特例措置の延長〔法人税〕 | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

| | |
|---|---|
| 7 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税標準の特例措置（空港周辺整備機構） 〔所得税〕 | X |
| 8 短期譲渡所得の課税標準の特例措置（空港周辺整備機構）〔所得税〕 | X |
| 9 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 （空港周辺整備計画）〔所得税〕 | X |
| 10 ウェルカム税制（国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置） 〔所得税、法人税〕 | X |
| 11 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 （空港周辺整備計画）〔法人税〕 | X |
| 12 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の課税標準の特例措置（空港周辺整備機構） 〔法人税〕 | X |
| 13 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を 実施する路線の用に供する土地・建物に係る特例措置〔登録免許税〕 | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

~~14 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（空港
周辺整備機構）〔所得税〕~~ X

~~15 土地の譲渡等がある場合の特別税率（空港周辺整備機構）〔法人税〕~~ X

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

文部科学省

- | | |
|--|---------------------|
| 1 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充 ①適用下限額の引き下げ②年末調整対象化 〔所得税〕 | — |
| 2 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設〔所得税〕 | — |
| 3 ※研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 〔所得税、法人税〕 | — |
| 4 高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等〔所得税、国税徴収法〕 | A (所要の制度の確定を前提に) |
| 5 家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持〔所得税〕 | — |
| 6 ※オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税措置における 対象交付団体の拡充等〔所得税〕 | |
| (1) 現行のJOC((財)日本オリンピック委員会)の報奨金とは別に競技統括団体の交付 金品についても非課税対象に追加 | C |
| (2) 世界選手権優勝者に対するオリンピック競技統括団体の交付金品も非課税対象に追加 | F |
| (3) 現行のJOCの報奨金とともに本法化 | C |
| 7 ※研究開発促進税制の延長〔所得税、法人税〕 | C |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

農林水産省

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 ※金融所得課税の一元化（商品先物、商品ファンド）〔所得税〕 | G |
| 2 ※商品取引所法の改正に伴う所要の税制措置〔所得税〕 | A (先物取引に関する支払調書の提出対象となる取引の範囲を拡充) |
| 3 ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（農協）〔所得税〕 | A |
| 4 ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現（漁協）〔所得税〕 | A |
| 5 ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ（農協関係）〔法人税〕 | G |
| 6 ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ（漁協関係）〔法人税〕 | G |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|---|-----------|
| 7 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（農協）〔法人税〕 | A (3年) |
| 8 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（森林組合）〔法人税〕 | A (3年) |
| 9 農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長（漁協）〔法人税〕 | A (3年) |
| 10 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 〔所得税、法人税〕 | — |
| 11 ※試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度（食品産業及び農薬製造業） 〔所得税、法人税〕 | C |
| 12 ※農林漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度 （7%）の2年延長〔所得税、法人税〕 | C |
| 13 ※資源再生化設備等の特別償却制度の2年延長（食品循環資源再生利用設備） 〔所得税、法人税〕 | D |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|--|---|
| 14 ※過疎地域における事業設備等に係る特別償却制度の対象事業の拡充・3年延長 〔所得税、法人税〕 | A |
| | (過疎法の延長を前提に、対象事業からソフトウェア業を除外し、拡充要望を見直した上で、1年延長) |
| 15 ※認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置〔登録免許税〕 | A |
| | (減税上限額を設定した上、2年延長) |
| 16 ※農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置(農業)〔石油石炭税〕 | C |
| 17 ※農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置(漁業)〔石油石炭税〕 | C |
| 18 ※農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置(農業)〔石油石炭税〕 | C |
| 19 ※農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置(漁業)〔石油石炭税〕 | C |
| 20 ※森林吸収源対策等推進のための税制度〔地球温暖化対策税(環境税)〕 | — |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

~~21 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業
団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の
規定整備〔所得税、国税徴収〕~~ A

~~22 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置
〔所得税、法人税〕~~ A
(予算措置を前提に、交
付金等の内容を確認し
た上で)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

農林水産省

| | |
|--|-------------|
| 1 ※海外投資等損失準備金（海外造林等）〔法人税〕 | X |
| 2 ※公害防止用設備の特別償却制度（産業廃棄物処理用設備）〔所得税、法人税〕 | X |
| 3 資源再生化設備等の特別償却制度（木質固定燃料製造設備）〔所得税、法人税〕 | X |
| 4 ※住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る特別控除の特例措置（1千万円加算時）〔贈与税〕 | Z (調整未了) |
| 5 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減措置〔登録免許税〕 | X |
| 6 漁協が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継する場合の税率の軽減措置〔登録免許税〕 | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

~~7 農林中央金庫等が行う組織再編による登記の税率の軽減〔登録免許税〕~~ X

~~8 独立行政法人等の権利又は資産の継承に伴う登記等の免税〔登録免許税〕~~ X

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

総務省

- | | | |
|--------------|---|-----------------------------|
| 1 | ※情報基盤強化税制〔所得税、法人税〕 | D |
| 2 | ※試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除（R&D） 〔所得税、法人税〕 | C |
| 3 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 〔所得税、法人税〕 | — |
| 4 | ※中小企業投資促進税制〔所得税、法人税〕 | C |
| 5 | ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例〔所得税、法人税〕 | C |
| 6 | ※産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕 | A (減税上限額を設定し た上、2年延長) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- | | |
|---|--|
| 7 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設〔消費税〕 | D |
| 8 ※過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び延長〔所得税、法人税〕 | A (過疎法の延長を前提に、対象事業からソフトウェア業を除外し、拡充要望を見直した上で、1年延長) |
| 9 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置〔所得税、法人税〕 | A (過疎法の延長を前提に) |
| 10 ※非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充〔所得税、法人税〕 | A (源泉徴収義務者等の事務に支障を来たさない範囲とすること等の条件付で) |
| 11 ※非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設〔所得税、法人税〕 | A (適用期限(3年)を設定の上で) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

総務省

| | | |
|--------------|---|---|
| 1 | 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の廃止〔所得税、法人税〕 | X |
| 2 | 広帯域加入者網普及促進税制の廃止〔所得税、法人税〕 | X |
| 3 | 高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の廃止〔所得税、法人税〕 | X |
| 4 | 地上放送施設デジタル化促進税制の廃止〔所得税、法人税〕 | X |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

厚生労働省

- 1 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、国税徴収法〕 A
(所要の法整備を前提に)
- 2 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、国税徴収法〕 A
(所要の法律改正を前提に)
- 3 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、国税徴収法〕 A
(所要の法整備を前提に)
- 4 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、国税徴収法〕 A
(所要の法律改正を前提に)
- ~~5 たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ〔たばこ税〕 —~~
- ~~6 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充
〔所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、地価税、国税徴収法〕 A
(所要の政令改正を前提に)~~

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- ~~7 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設〔相続税、贈与税〕~~ D
- 8 ※情報基盤強化税制の適用期限の延長及び拡充〔所得税、法人税〕 D
- 9 ※中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税〕 C
- ~~10 ※病院等の耐震改修促進税制の延長〔所得税、法人税〕~~ F
- ~~11 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要
非課税措置の創設等〔法人税、登録免許税、所得税、印紙税、地価税、消費税〕~~ A
(関係法律案の成立を前提に)
- 12 社会保険診療報酬等に係る消費税のあり方の検討〔消費税〕 D
- 13 ※特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(タックスヘイブン税制)〔法人税〕 A
(資産性所得に係る租税回避行為防止措置を講じた上で、適用除外基準の見直しやトリガー税率の引下げ等を措置)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 14 ~~※国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）〔法人税〕~~ A
 (価格算定に当たり考慮すべき事項等を運用上明確化)
- 15 ~~障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充〔所得税、法人税〕~~ A
- 16 ※試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特例控除の延長〔所得税、法人税〕 C
- 17 ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税〕 C
- 18 ~~同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入〔所得税、法人税、相続税〕~~ A
 (所要の省令改正を前提に)
- 19 ※産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕 A
 (減税上限額を設定した上、2年延長)
- 20 ~~船員保険制度の見直しに伴う所要の非課税措置の創設〔印紙税〕~~ D

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 21 ~~※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
〔所得税、法人税〕~~ —
- 22 独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設 F
〔所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税〕
- 23 ~~※確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等〔所得税、法人税〕~~ A
(所要の法律改正を前提に)
- 24 ~~※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充〔所得税、法人税〕~~ F
- 25 ※病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の拡充〔所得税、法人税〕 F
- 26 ※パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置〔所得税〕 C

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

厚生労働省

~~1 ※勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益等に関する
課税特例措置の適用期限の延長〔所得税〕~~ X
(既適用者について所
要の経過措置を講じる)

2 ※情報基盤強化税制〔所得税、法人税〕 Y

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

金融庁

| | | |
|---|---|---|
| 1 | ※金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置〔所得税〕 | |
| | (1) 金融所得課税の一体化の範囲の拡大 | G |
| | (2) 特定口座の活用（外国株式の配当等に係る源泉徴収義務者の変更） | A |
| 2 | 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化〔所得税〕 | A (非課税口座を開設できる期間を3年間、年間投資額を100万円とした上で、24年の20%本則税率化にあわせて導入) |
| 3 | 支払通知書に係る所要の整備〔所得税〕 | |
| | (1) 信託の受託者が受益者に交付する支払通知書の交付時期の見直し | A (信託の受託者の交付期限を45日とする) |
| | (2) みなし配当に係る支払通知書の交付方法の追加（年間一括方式） | D |
| 4 | 上場株式等の特定口座への預け入れに係る所要の税制措置〔所得税〕 | A (上場株式等のみが交付された場合に限り) |
| 5 | 上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置〔所得税〕 | D |
| 6 | ※上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税に係る所要の税制措置〔所得税〕 | A (9ヶ月延長の上、廃止) |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 7 日本版預託証券（Japanese Depositary Receipt：JDR）等に係る所要の税制措置
〔所得税〕 A
(上場特定受益証券発行信託の償還金等の全額を譲渡所得として課税)
- 8 ※生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現〔所得税〕
- (1) 生命保険料控除の改組 A
~~(2) 個人年金保険料控除の対象に年金払積立傷害保険を追加 D~~
- ~~9 生命保険料控除の対象契約の拡大（少額短期保険業者と締結した保険契約の追加）
〔所得税〕 D~~
- ~~10 ※確定拠出年金に係る拠出制限の緩和〔所得税〕 A
(所要の法律改正を前提に)~~
- ~~11 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ〔相続税〕 D~~
- ~~12 ※取引相場のない株式を信託財産とする信託受益権に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例〔相続税、贈与税〕 G~~
- 13 ※特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合等の所有権の移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長〔登録免許税〕 A
(適用対象から「倉庫」を除き、軽減税率を段階的に引き上げた上で、3年延長。なお、SPCが取得する指名金銭債権については、1年間に限り延長)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 14 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条又は第6条第1項に基づき主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画により合併等の組織再編を実施する際、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項に基づく決定、第9条第1項又は第19条第1項の承認に基づく資本注入に係る資本の増加等の際の登録免許税の軽減〔登録免許税〕 A
(2年)
- 15 預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本注入にかかる資本金増加の際の登録免許税の軽減〔登録免許税〕 A
(2年)
- 16 ※非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実〔所得税、法人税〕 A
(適用期限(3年)の設定、対象債券や対象者の範囲の限定等の条件付で)
- 17 ※民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等〔所得税、法人税〕
- (1) 民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化 A
(対象債券や対象者の範囲の限定及びスイス特例の経過措置(2年)付き廃止の上で適用期限を撤廃)
- ~~(2) 国内金融機関等に係る源泉所得税の非課税化~~ A
- ~~18 外国組合員に対する課税の特例に関する所要の措置〔所得税、法人税〕~~ A
(一定の利益相反取引に対する同意に限る)
- 19 外国子会社合算税制に係る二重課税排除措置の整備〔法人税〕 A
(孫会社である特定外国子会社等に係る二重課税調整に限る)
- 20 火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長〔法人税〕 A
(異常危険準備金の残高が洗替保証額に達している場合には特例積立率を適用しないこととした上で、3年延長)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

| | |
|---|----------------|
| 21 ※個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ〔法人税〕 | G |
| 22 ※グループ法人税制の整備等〔法人税〕 | |
| - (1) グループ内取引の課税繰延べ、大法人の子会社の中小ステータスの見直し、 連結欠損金の制限緩和 | — |
| - (2) 上記以外の項目 | A |
| | ((1)の適正処理を前提に) |
| 23 ※特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内50%超募集要件の見直し 〔法人税〕 | A |
| 24 信託受益権の質的分割（複層化）に係る税制上の所要の措置 〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税〕 | G |
| 25 資金決済に関する法律の施行に伴う税制上の所要の措置等 〔所得税、消費税〕 | A |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

内閣府

- | | |
|--|---|
| 1 ※特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置〔法人税〕 | — |
| 2 ※地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の拡充〔所得税、法人税〕 | F |
| 3 ※事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長〔所得税、法人税〕 | F |
| 4 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 〔所得税、法人税〕 | — |
| 5 沖縄におけるガソリン税に係る軽減措置〔揮発油税、地方揮発油税〕 | E |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

内閣府

~~1 地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置〔所得税〕~~ X

~~2 地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置〔法人税〕~~ X

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

外務省

~~1 ※特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置の延長・拡充〔法人税〕~~ —

~~2 国際開発連帯税の新設~~

G

~~3 租税条約未締結国との締結促進~~ —

~~4 法人税率の引下げ〔法人税〕~~

G

~~5 連結納税〔法人税〕~~ —

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

防衛省

~~1 日豪ACSA（仮称）による物品又は役務の提供・受領に関する非課税措置の創設~~ A
~~〔消費税〕~~ (協定の締結を前提に)

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧

財務省

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1 | ※非居住者等が受け取る公社債の利子等に係る非課税措置の簡素化・拡充 〔所得税、法人税〕 | A (適用期限(3年)の設定、 対象債券や対象者の範囲 の限定等の条件付で) |
| 2 | ※非居住者等が受け取る民間国外債等の利子等に係る非課税措置(適用期限: 22年3月末)の恒久化〔所得税、法人税〕 | A (対象債券や対象者の 範囲の限定及びスイ ス特例の経過措置(2 年)付き廃止の上で適 用期限を撤廃) |
| 3 | ※特定輸出貨物(AEO輸出貨物)に係る役務の提供に課される消費税の免除 〔消費税〕 | A (執行を担保できる 仕組み等の確定を 条件に) |
| 4 | ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長〔酒税〕 | A (軽減割合を15%(現行 20%)に引き下げた上、 3年延長) |
| 5 | ※金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置〔所得税〕 | G |
| 6 | ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 〔所得税、法人税〕 | — |

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正「要望にない項目等」一覧

(租税特別措置の見直し)

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充〔所得税〕 | A |
| 2 | 小規模宅地等の課税の特例の見直し〔相続税〕 | A |
| 3 | 農業経営基盤強化準備金制度の見直し〔法人税〕 | A |
| 4 | 特定目的会社に係る課税の特例の要件の見直し〔法人税〕 | A |
| 5 | 石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）に対する免税措置の見直し〔揮発油税・地方揮発油税〕 | P |

(その他)

- | | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 保険契約の範囲の明確化〔所得税・相続税・贈与税・法人税〕 | A |
| 2 | 保険証券の範囲の明確化〔印紙税〕 | A |

- | | | |
|----|--|-----------|
| 3 | 金融商品先物取引に関する支払調書の整備〔所得税〕 | A |
| 4 | 定期金に関する権利の評価方法の見直し〔相続税・贈与税〕 | A |
| 5 | 障害者控除の見直し〔相続税〕 | A |
| 6 | 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長〔法人税〕 | A (2年) |
| 7 | 中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限の延長〔法人税〕 | A (2年) |
| 8 | 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化〔消費税〕 | A |
| 9 | 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長〔酒税〕 | A (1年) |
| 10 | 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長〔たばこ税〕 | A (1年) |

11 移転価格税制における価格算定文書の明確化〔法人税〕 A

12 外国税務当局との情報交換ネットワークの拡充〔各税共通〕 A